

通達甲（生．環．銃）第４号
平成２１年１２月４日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

猟銃安全指導委員運営要綱の制定について

このたび、猟銃安全指導委員規則（平成２１年国家公安委員会規則第１２号）が制定されたことに伴い、別添のとおり、猟銃安全指導委員運営要綱を制定し、平成２１年１２月４日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

猟銃所持者に対して、地域の特性に応じたきめ細かな助言等の活動を行うことを職務とする猟銃安全指導委員を委嘱し、猟銃の所持及び使用による危害を未然に防止する活動の推進を図るものである。

別添

猟銃安全指導委員運営要綱

第1 目的

この要綱は、猟銃安全指導委員（以下「安全指導委員」という。）の委嘱及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

安全指導委員の運営については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「指導委員規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 委嘱手続等

1 推薦

- (1) 警察署長は、自署の管轄区域内に居住する者で、法第28条の2第1項に規定する要件を満たしているものの中から、安全指導委員として適任と認められる者を別記様式第1号の「猟銃安全指導委員候補者の推薦について」により、東京都公安委員会（生活環境課銃砲刀剣類対策係経由）に推薦するものとする。
- (2) 警察署長は、安全指導委員の推薦に当たっては、幅広い人材の確保に努め、真の協力が得られる適任者を推薦するように配慮するものとする。

2 委嘱状等の交付

安全指導委員が委嘱されたときは、別記様式第2号の「委嘱状」、証明書（指導委員規則別記様式第1号）及び腕章（指導委員規則別記様式第2号）を交付するものとする。

3 任期

安全指導委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、安全指導委員が欠けた場合における補欠の安全指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 活動区域

安全指導委員の活動区域は、当該安全指導委員の住居地を管轄する警察署の管轄区域内とする。

5 活動区域内の猟銃所持者その他の関係者に対する周知

警察署長は、自署の管轄区域内に居住する者が安全指導委員を委嘱されたときは、活動区域内における関係者の協力を得やすくするために、当該安全指導委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域を、活動区域内に居住する猟銃所持者その他の関係者に対して周知するものとする。

6 解嘱

- (1) 警察署長は、安全指導委員が法第28条の2第7項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事由を明らかにした上で、生活環境課長（銃砲刀剣類対策係経由）に通知するものとする。
- (2) 前（1）の通知を受けた生活環境課長は、警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）の定めるところにより、速やかに東京都公安委員会に解嘱の上申を行うものとする。
- (3) 安全指導委員を解嘱するときは、指導委員規則第8条の定めるところにより、当該安全指導委員に対して弁明の機会を与えなければならない。
- (4) 警察署長は、自署の管轄区域内に居住する者が安全指導委員を解嘱されたときは、前5に準じた手続を行うものとする。

第4 活動等

1 活動

安全指導委員の活動内容は、法第28条の2第2項第1号から第3号まで及び指導委員規則第4条各号に掲げる次の活動とする。

- (1) 猟銃所持者に対し、猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行う活動
- (2) 警察職員が行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力をを行う活動
- (3) 猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力をを行う活動
- (4) 狩猟期間内において、狩猟可能区域内の巡回を行う活動
- (5) 猟銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、猟銃所持者の親族その他の関係者からの相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行う活動
- (6) 猟銃の所持及び使用による危害の防止に資する事項について広報及び啓発をする活動

2 活動記録

生活安全担当課員は、安全指導委員が前1の活動を行った場合は、別記様式第3号の「猟銃安全指導委員活動記録簿」により、その活動内容を明らかにしておかなければならない。

第5 情報の提供及び研修

- 1 警察署長は、安全指導委員が前第4の1の活動を適正に行うために必要な限度において、安全指導委員に対して、法第28条の2第3項に規定する情報を提供するものとする。
- 2 生活環境課長は、安全指導委員の適正かつ効果的な活動に資するため、次の事項につ

いて法第28条の2第6項に規定する研修その他必要な研修を計画し、実施するものとする。

- (1) 安全指導委員の心構え
- (2) 安全指導委員の活動内容
- (3) 安全指導委員の守秘義務
- (4) その他安全指導委員が活動するために必要な事項

(補助用紙)

候補者	本籍			
	住所			
	電話番号(携帯電話)	(携帯電話)		
	職業(勤務先名称)			
	勤務先所在地			
	ふりがな氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
所持許可猟銃	散弾銃 丁	ライフル銃 丁	その他(丁)	
射撃指導員指定の有無	有 (指定番号第 ー 号)		無	
加入銃砲団体の名称 (役 職 等)	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
猟銃事故歴等違反歴	年 月 日	検挙取扱警察署	罪 名 (事故内容)	処分結果
経歴 (銃砲団体及びボランティアとしての活動歴等)	----- ----- -----			
同居の親族(内訳)	人()	健康状態	健康・持病あり()	
健康状態	健康 ・ 持病あり()			
猟銃安全指導委員として 適当と認められる理由	----- -----			

委 嘱 状

殿

あなたに

年

月

日から

年

月

日までの間

猟銃安全指導委員を委嘱します

年

月

日

東京都公安委員会 印

